

お知らせ

1. 当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。生活保護・労災保険の指定医療機関となっています。

2. 入院基本料に関する事項

当院の病棟では、1日に12人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

時間帯毎の看護配置について

<2交代制>

09：00～17：00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、8人以内です。

17：00～09：00まで

- ・看護職員1人当たりの受け持ち数は、30人以内です。

3. 入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。

4. 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。

ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ね下さい。